

安曇野市立小学校オンライン国際交流事業業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

第1 設置

小学校オンライン国際交流事業業務について、その委託業者を適正に決定するため、小学校オンライン国際交流事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

- (1) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (2) その他提案の審査に関し、審査会が必要と認めた事項。

第3 構成

審査会は、委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

第4 委員長の職務

委員長は、審査会を主宰し、会議の議長となる。

第5 委員の任期及び審査会の設置期間

委員の任期及び審査会の設置期間は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでの間とする。

第6 会議

- (1) 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- (3) 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第8 守秘義務

委員は審査会で知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

第9 庶務

審査会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第10 委任

この要領に定めるもののほか審査会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3関係）

役職名	職 名・所 属
委員長	教育委員会事務局 学校教育課長
委員	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係長
委員	教育委員会事務局 学校教育課 教育指導室 指導主事
委員	市立小学校長
委員	市立小学校 教諭